

越谷レイクタウン北地区計画

地区の区分	地区の名称	④ 地区	⑤ 地区	⑥ 地区	
	地区の面積	約11.5ha	約9.9ha	約1.3ha	
地 建 築 区 物 等 整 に 関 備 す る 計 画 項	建築物等の用途の制限 (建築条例化)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)自動車教習所 (3)葬儀場 (4)自動車車庫(建築物に付属するものを除く) (5)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)自動車教習所 (3)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)住宅(ただし、兼用住宅は除く) (2)ホテル又は旅館 (3)自動車教習所 (4)劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (5)キャバレー、料理店ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (6)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	
	建築物の敷地面積の最低限度 (建築条例化)	150平方メートル	都市計画道路東埼玉道路及び越谷吉川線に面する敷地は200平方メートル、それ以外の敷地は150平方メートル	200平方メートル	
	壁面の位置の制限 (建築条例化)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築物の敷地面積の最低限度に満たない敷地については、60センチメートル以上とすることができる。 なお、次の各号の一に該当する建築物は、壁面の位置の制限は適用しない。 (1)物置等で軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下のもの (2)車庫で外壁を設けないもの			
	建築物の高さの最高限度 (建築条例化)	—————			
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠の制限は、次に掲げるものとする。 (1)敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪止め等を設ける。 (2)建築物の屋根、外壁又は工作物等は色彩に配慮し、原色を避け、周辺環境に調和したものとする。 (3)屋上に設ける建築設備等は、外部から直接見えにくい構造とする。 (4)屋外広告物を設ける場合は、越谷レイクタウン土地区画整理事業の区域内に存する店舗等のものとする。			
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。ただし、門柱等の出入口部分は、この限りでない。 (1)生け垣 (2)前面道路面からの高さが1.2メートル以下の塀とし、植栽を施したもの。ただし、塀の高さが60センチメートルを超える部分は、鉄さく、金網等の透視可能なもの。			